

各種交通施設へ警察関係者私用上の無札無賃乗車方拒否励行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十五日

橋本萬右衛門

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年三月十六日

各種交通施設へ警察関係者私用上の無札無賃乗車方拒否励行に関する質問主意書

最近警察関係者の中に私用のため各種交通施設へ無札で無賃乗車する者が著しく増加し、殊にラッシュアワーに特に甚だしいのを見る。

現下全國の勤労者間に交通費問題の喧しい折柄、天下萬民の齊しく非難する処となつてゐるが、その犬糞的復讐を怖れて、敢て言を発する者の無いのは、甚だ遺憾である。これは明かに経営者に対しては不正行爲であり、國家に対しては一種の脱税行爲である。又経営者側でも後難を怖れ、泣き寝入の姿でこれを黙認している現状で、綱紀肅正、吏道刷新を叫ばれてゐる今日、遺憾の極である。

これに対し、政府においては運輸省陸運監理局長をして各種交通施設の経営者に対してこの種の不正乗車拒否嚴守方を徹底させる考無きや、ここに質問する。